

国立大学法人奈良教育大学学長選考会議規則

平成16年5月6日
学長選考会議議長制定

改正 平成18年 9月22日規則第89号
改正 平成19年10月18日規則第66号
改正 平成22年 1月19日規則第 2号
改正 平成24年 2月22日規則第17号
改正 平成27年 3月18日規則第20号
改正 平成27年 7月29日規則第39号
改正 平成29年 6月28日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第11条第2項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定める。

(組織)

第2条 学長選考会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 国立大学法人奈良教育大学経営協議会規則（平成16年奈良教育大学規則第3号。）第2条第1項第四号に規定する委員の中から経営協議会において選出された者 4人
- 二 国立大学法人奈良教育大学教育研究評議会規則（平成16年奈良教育大学規則第4号。）第2条第1項第三号から第九号に規定する評議員の中から教育研究評議会において選出された者 4人

2 前項の委員は学長が任命する。

3 委員は、国立大学法人奈良教育大学学長選考規則（平成16年規則第31号。）に規定する学長候補適任者として推薦されることに同意したときは、委員を辞任しなければならない。

(審議事項)

第3条 学長選考会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 学長候補者の選考基準及び選考手続きに関すること。
- 二 学長候補者の選考に関すること。
- 三 学長の任期に関すること。
- 四 学長の解任に関すること（国立大学法人法（平成15年法律第112号。）第17条第1項の規定に基づく解任を除く。）。
- 五 学長の業務執行状況の評価に関すること。
- 六 その他学長の選考及び解任に関し必要な事項

(任期)

第4条 学長選考会議の委員の任期は、選出された経営協議会又は教育研究評議会の委員として任命された期間とする。

(議長)

第5条 学長選考会議に議長を置く。

2 議長は、委員の互選により選出する。

3 議長は、学長選考会議を主宰する。

(会議)

第6条 学長選考会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 学長選考会議の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、学長解任にかかる議決は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 学長選考会議は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 学長選考会議の事務は、企画連携課及び総務課が処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学長選考会議の運営に関し必要な事項は、学長選考会議が定める。

附 則

この規則は、平成16年5月6日から施行する。

附 則 (平成18年規則第89号)

この規則は、平成18年9月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年規則第66号)

この規則は、平成19年10月18日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年規則第2号)

この規則は、平成22年1月19日から施行し、平成21年10月1日から適用する。

附 則 (平成24年規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第20号)

この規則は、平成27年3月18日から施行する。

附 則 (平成27年規則第39号)

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年規則第20号)

この規則は、平成29年6月28日から施行する。